

公共調達の適正化について(平成18年8月25日付財計第2017号)に基づく随意契約に係る情報の公表(公共工事)

公共工事の名称、場所、期間及び種別	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由(企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	備考
令和5年度福岡空港滑走路増設事業施工技術検討業務 自 令和5年7月19日 至 令和6年3月27日 建設コンサルタント等	分任支出負担行為担当官 九州地方整備局 博多港湾・空港整備事務所長 森住 直樹 九州地方整備局 博多港湾・空港整備事務所 福岡市中央区大手門2-5-33	R5.7.19	令和5年度福岡空港滑走路増設事業施工技術検討業務スコープ・オリコン設計共同体 東京都千代田区霞が関 3-3-1	5010005002705 4011001005165	別紙のとおり	45,650,000	45,650,000	100.00%	
令和5年度三池港内埋没低減方策検討業務 自 令和5年8月23日 至 令和6年2月29日 建設コンサルタント等	分任支出負担行為担当官 九州地方整備局 博多港湾・空港整備事務所長 森住 直樹 九州地方整備局 博多港湾・空港整備事務所 福岡市中央区大手門2-5-33	R5.8.23	令和5年度三池港内埋没低減方策検討業務沿岸技術研究センター・いであ設計共同体 東京都港区西新橋 1-14-2	2010005018571 7010901005494	別紙のとおり	25,212,000	25,190,000	99.91%	
令和5年度博多港浚渫土砂活用による環境改善方策検討業務 自 令和5年8月24日 至 令和6年3月15日 建設コンサルタント等	分任支出負担行為担当官 九州地方整備局 博多港湾・空港整備事務所長 森住 直樹 九州地方整備局 博多港湾・空港整備事務所 福岡市中央区大手門2-5-33	R5.8.24	(一財)みなと総合研究財団 東京都港区虎ノ門 3-1-10	8010405009702	別紙のとおり	20,229,000	20,229,000	100.00%	
令和5年度博多港船舶航行安全検討業務 自 令和6年2月7日 至 令和6年3月28日 建設コンサルタント等	分任支出負担行為担当官 九州地方整備局 博多港湾・空港整備事務所長 森住 直樹 九州地方整備局 博多港湾・空港整備事務所 福岡市中央区大手門2-5-33	R6.2.7	(公社)西部海難防止協会 福岡県北九州市門司区 港町7-8	5290805003008	別紙のとおり	14,905,000	14,850,000	99.63%	

随意契約理由書

1. 件 名 : 令和5年度福岡空港滑走路増設事業施工技術検討業務
2. 履 行 場 所 : ー
3. 契約の相手方 : 名 称: 令和5年度福岡空港滑走路増設事業施工技術
検討業務スコープ・オリコン設計共同体
住 所: 東京都千代田区霞が関3-3-1
4. 随意契約適用法令 : 会計法第29条の3第4項
5. 随意契約の目的・内容および随意契約に付する理由

(1) 業務目的・内容

本業務は、福岡空港滑走路増設事業に係る地盤改良工事の評価方法の検討、工程調整資料の作成および総合管理システムの更新を行うものである。

(2) 理由

福岡空港滑走路増設事業は、時間的制約条件等を受ける中で空港運用を確保しながら計画的・段階的に実施する必要がある。そのため、事業に係る地盤改良工事の評価方法の検討等にあたっては、空港運用及び施工全般に関する豊富な知識のみならず、高度な専門性と技術を要することから、受注業者に対しては、1. 配置予定技術者の経験及び能力（技術者資格等、業務執行技術力）、2. 実施方針（業務理解度、実施手順）、3. 特定テーマ（専門的な技術力を活用し、本業務を的確に実施するための提案について）等の観点からプロポーザル（簡易公募型）の提出を求めたものである。

建設コンサルタント等の特定手続きに基づく審議の結果、令和5年度福岡空港滑走路増設事業施工技術検討業務スコープ・オリコン設計共同体が今回の業務内容を委託するにあたり最適業者であると判断されることから上記業者と会計法第29条の3第4項に基づき随意契約を行い、業務の円滑な遂行を図るものとする。

随 意 契 約 理 由 書

1. 業 務 名 : 令和5年度三池港内埋没低減方策検討業務
2. 契約の相手方 : 令和5年度三池港内埋没低減方策検討業務
沿岸技術研究センター・いであ設計共同体
3. 随意契約適用法令 : 会計法第29条の3第4項
4. 随意契約の目的・内容および随意契約に付する理由

(1) 目的・内容

本業務は、三池港(内港北地区)の航路(-10m)における、埋没現象について既往調査埋没予測モデル並びに高波浪時の漂砂及び浮泥の発達・輸送のメカニズムを把握し、更なる埋没予測シミュレーションの精度向上を行い、実現性のある埋没対策の検討を行うものである。

(2) 理由

本業務は、三池港の埋没現象のメカニズムの把握と、効果と実現性のある埋没対策の検討を行うもので、検討にあたっては、はじめに過年度に構築された埋没予測モデルの各種パラメーターの精査を行い、予測モデルの精度向上を行う。次に過年度及び別件の深浅測量結果から水深変化量の解析を行う。解析した水深変化量から波浪出現特性を整理・解析し、波浪推算結果を取り込み、漂砂と浮泥層の発達・輸送のメカニズム埋没現象の要因・解析の整理を行い、整理された埋没現象のメカニズムから埋没予測モデルを更新し、改良を行う。以上の埋没予測モデルを用いて、埋没予測シミュレーションを実施する。つづいて、埋没予測シミュレーションの結果から、最も効果と実現性のある埋没対策の検討を行い、検討した埋没対策について、埋没対策としての効果を検討し、埋没対策を評価する。このような検討内容から、技術的、自然環境的、社会的な視点での高度な知識と豊富な業務実績を有していることが不可欠であるため、受注業者においては、1. 予定技術者の経験および能力(技術者資格、業務執行技術力)、2. 業務実施方針(業務理解度、実施手順)3. 特定テーマに対する技術提案(的確性、実現性)等の観点から技術提案書の提出を求めたものである。

建設コンサルタント等の特定手続きに基づく審査の結果、令和5年度三池港内埋没低減方策検討業務沿岸技術研究センター・いであ設計共同体が今回の業務内容を委託するにあたり最適であると判断されることから、上記業者と会計法第29条の3第4項に基づき随意契約を行い業務の円滑な遂行を図るものとする。

随 意 契 約 理 由 書

1. 業 務 名 : 令和5年度博多港浚渫土砂活用による環境改善方策検討業務
2. 契約の相手方 : 一般財団法人 みなと総合研究財団
3. 随意契約適用法令 : 会計法第29条の3第4項
4. 随意契約の目的・内容および随意契約に付する理由

(1) 目的・内容

本業務は、博多港内の窪地への浚渫土砂による埋め戻しに伴う環境影響、環境改善効果及び、覆砂による環境改善効果の解析・評価及び環境モニタリング調査計画の提案を行うものである。

(2) 理由

本業務は、海域環境の特性、土質、周辺環境への影響等を踏まえた総合的な評価や分析、検討を目的とし、環境的、社会的、技術的等の多様な視点が必要であり、高度な知識と豊富な業務実績を有していることが不可欠であることから、参加表明業者に対して、

1. 配置予定技術者の経験及び能力（技術者資格等、業務執行技術力）
2. 実施方針（業務理解度、実施手順、その他）
3. 特定テーマに対する技術提案（的確性、実現性）

等の観点からプロポーザル方式による技術提案書の提出を求めたものである。

建設コンサルタント等の特定手続きに基づく審査の結果、一般財団法人みなと総合研究財団が今回の業務を実施するにあたり最適であると判断されることから、上記業者と会計法第29条の3第4項に基づき随意契約を行い業務の円滑な遂行を図るものとする。

随 意 契 約 理 由 書

1. 業 務 名 : 令和5年度博多港船舶航行安全検討業務
2. 契約の相手方 : 公益社団法人 西部海難防止協会
3. 随意契約適用法令 : 会計法第29条の3 第4項
4. 随意契約の目的・内容および随意契約に付する理由

(1) 目的・内容

本業務は、博多港の水域施設の整備にあたって、一般航行船舶及び工事作業船相互の安全確保と作業の円滑な遂行を図るべく、学識経験者及び海事関係者等で構成する委員会等を設置し、工事に伴う航行安全対策の検討を行うものである。

(2) 理由

本業務は、自然条件、現地における船舶航行実態、船舶の操船、工事工法、公衆への影響等を踏まえた総合的な分析、評価、検討を目的とし、技術的、社会的な多様な視点が必要であり、高度な知識と豊富な業務実績を有していることが不可欠であることから、受注業者においては、

1. 配置予定技術者の経験及び能力（技術者資格等、業務執行技術力）
2. 実施方針（業務理解度、実施手順）
3. 特定テーマに対する技術提案（的確性、実現性）

等の観点から技術提案書の提出を求めたものである。

建設コンサルタント等の特定手続きに基づく審査の結果、公益社団法人 西部海難防止協会が今回の業務を実施するにあたり最適であると判断されることから、上記業者と会計法第29条の3 第4項に基づき随意契約を行い業務の円滑な遂行を図るものとする。